

不都合な高齡化社会

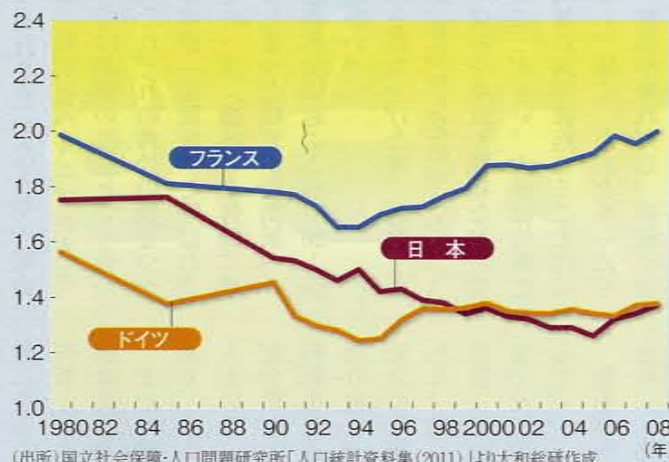
大和総研



やまがき かづ こ
山崎 加津子
(シニアストラテジスト)

フランス、ドイツの少子化対策

合計特殊出生率



欧 州諸国は、高齡化社会との付き合いがかなり長い。国連は、65歳以上の総人口に占める割合が7%を超えると高齡化が始まったとみなし、14%を超えると高齡社会になったと定義している。欧州の2大国をみると、ドイツは1932年に高齡化が始まり、72年に高齡社会となった。フランスは1864年に高齡

化が始まり、1979年に高齡社会となった。食料事情が改善し、医療技術が進歩しているなかで、先進国社会が高齡化するとは避けられない。ただ、高齡化のスピードを緩める方法はいくつかある。例えば、出生率の低下に歯止めをかけ、これ

フランスの出生率はなぜ上昇に転じたか

ドイツとフランスは地理的には欧州の中心に位置し、人口はそれぞれ8200万人と6500万人でそれほど大きな差はない。その両国で合計特殊出生率の推移に大きな開きが出ている理由としては、両国の少子化対策の重点の置き方の違いが指摘されてきた。

を上向かせること、働き盛りの移民を多く受け入れることなどが挙げられる。このうち前者に積極的に取り組んできたのがフランスだ。同国の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に生む子供の数)は、図にあるように93年と94年の1・65を底として上昇傾向にあり、2008年には2・0となった。

フランス政府は、90年代初めから少子化対策に本格的に取り組み始めた。家族手当は家計の収入に関係なく支給されるが、子供1人の家庭には支給されず、2人以上の家庭に支給される。3人以上になると、さらにさまざまな優遇措置が用意されている。子供が3歳になるまで母親は育児休暇の取得が可能で、企業は復職後、以前と同等の地位を保証することが義務づけられている(もともと育児休暇をとるより、保育ママの制度を利用して早期にフルタイムで復職する例が多い)。

また、フランスでは婚外子が珍しくないが、結婚していないカップルも結婚した夫婦と同様の税控除や補助金を得ることができる。2人目、3人目の子供を持つことを奨励しているのは、所得税も同様である。所得税は個人単位ではなく、世帯単位で課税され、子供が多くなるほど税控除が有利になる「N分N乗税制」が導入されている。

一方、ドイツでも90年代後半から、子供のいる世帯に対する現金支給を

フランスは少子化対策で効果を上げている(パリ)

年々手厚くしてきたが、合計特殊出生率の上昇にはつながってこなかった。その理由としては、機会費用の損失が大きいことが指摘されている。別の言い方をすれば、子育てをしている母親の社会復帰に必要な体制が整っていないことが、低水準の合計特殊出生率につながっていると考えられる。

例えば保育園の数が足りない。また、小学校は午前中で授業が終わることが多いが、その後の子供の面倒を見てくれる制度が不十分である。ドイツでは小さい子供は母親が家庭で育てるべき、との考え方がまだ比較的強いことが背景にあると考えられている。女性が一度出産すると復職が容易でないことが少子化につながっていると事情は、日本の状況と似ていると言えるだろう。

ドイツも新たな取り組みを始めた

ただ、ドイツも徐々に新たな取り組みを始めている。08年12月に発効した「子供支援法」は、家族と仕事を調和させることと、すべての子供がよりよい教育を受けられるようにすることが、ドイツの未来を切り開くとの考えに基づいている。同法が推進しようとしているのが保育態勢の充実で、具体的には13年までに3歳未満の子供の3人に1人が保育所に入れるよう、受け入れ態勢を整えることが計画されている。子供のいる世帯の実に74%が不満を抱いているのが、幼稚園、保育所が十分でないことであり、この不満解消が第1の目的である。

もう1つの目的は、保育所に「保育」だけでなく「教育」の要素を持ち込み、早い段階から平等な教育

機会を提供することである。特に低所得者や移民の家庭の子供たちに対して、ドイツ語の習得を含む教育機会を提供し、スタート地点から格差がある状態をなくそうとの狙いがある。

保育所充実には、企業も協力を求められている。家族・高齡者・女性・若者担当省は10年5月、企業による子供の保育」というパンフレットを作成した。そこでは子育て支援をすることが企業イメージのアップにつながるほか、従業員の仕事の効率を高めたり、優秀な人材確保につながるとして、雇用主である企業が子育て支援に積極的に参加するよう呼びかけられている。

10年7月には一連の保育所充実に向けた取り組みの経過報告がなされた。3歳未満の子供のうち、同年3月時点で保育所に通っている子供は全体の23・1% (旧西独17・4%、旧東独48・1%) に当たる47万2000人で、前年比で15%増加したという。

保育態勢の充実のほかに、両親の就業時間の見直しも進められている。10年10月に家族・高齡者・女性・若者担当相とドイツ商工会議所が、「家族に配慮した就業時間」という共同声明を発表した。ここで目指されているのは、女性には職場復帰してキャリアアップする道を開き、男性

には家族と過ごす時間をより多くすることである。また、11年2月には低所得者世帯の子供を対象に、学業や学童の実費を補助する補助金制度と奨学金制度が新設されることも決まった。

「家族に配慮した就労」という新しい考え方

ドイツ政府は子供に対する支援体制を拡充しているが、その背景にあるのは、ドイツの人口が毎年25万、30万人ずつ減少しているという事態に対する危機感であろう。

ここ2年の取り組みで新しいのは、少子化問題を単独で考えるのではなく、高齡化社会の問題とも併せて「家族に配慮した就労」という大きな枠組みの中で問題解決を図ろうとしている点である。男性も女性も、よりよく仕事を継続できる環境を整えることも必要との認識が高まっている。

子育てをしながら、あるいは家族の介護をしながらでも、仕事を継続できるように、柔軟な就労形態を可能とすることが意図されている。

ドイツの新しい取り組みが成果を上げるか確認するにはもう少ししばらく時間がかかるが、機会費用の損失というハードルを乗り越える方向に一歩踏み出したのではないかと考えられる。